

ヨコハマ・りぶいん等家賃減額助成等実施要領

(制 定) 平成 6 年 10 月 1 日

(最新改定) 令和 3 年 7 月 1 日 (建住政第 730 号)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要領は、ヨコハマ・りぶいん制度要綱（以下「りぶいん要綱」という。）第 10 条、第 11 条、第 17 条及び第 18 条の規定に基づき、特定優良賃貸住宅における家賃の減額に対する助成及び地域特別賃貸住宅における家賃助成を実施するうえでの細目を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、りぶいん要綱に定める用語の意義と同一とする。また、平成 20 年度までの各年度の各収入分位の率及び所得の基準金額は、別表のとおりとする。平成 21 年度以降の各収入分位の率及び所得の基準金額は、平成 20 年度の各収入分位の率及び所得の基準金額を準用する。

第 2 章 家 賃

(ヨコハマ・りぶいんの家賃の決定及び変更)

第 3 条 事業者は、ヨコハマ・りぶいんの家賃を近傍同種の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならない。

2 事業者は、前項の規定により家賃を定めるときは、管理業務者を經由してあらかじめヨコハマ・りぶいん家賃協議書（第 1 - 1 号様式）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出して同意を得なければならない。

3 市長は家賃について同意した場合は、管理業務者を經由してヨコハマ・りぶいん家賃同意通知書（第 2 - 1 号様式）により事業者に通知する。

4 事業者が家賃を変更する場合には、事前に管理業務者と協議し、入居者の内諾を得た後、ヨコハマ・りぶいん家賃変更協議書（第 1 - 2 号様式）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出して同意を得なければならない。

5 市長は家賃変更について同意した場合は、管理業務者を經由してヨコハマ・りぶいん家賃変更同意通知書（第 2 - 2 号様式）により、事業者に通知する。

第3章 入居者負担額

(新特定優良賃貸住宅における入居者負担額)

第4条 平成15年4月以降平成16年3月までに供給計画認定を受けた特定優良賃貸住宅（以下「新特定優良賃貸住宅A型」という。）のりぶん要綱第10条第3項に規定する入居者負担額は、入居者の所得に応じ、住宅の家賃に次の表に定める入居者負担率を乗じた額とする。

区分	入居者の所得	入居者負担率
1-1型	収入分位32.5%以下	100分の75
1-2型	収入分位32.5%を超え収入分位40%以下	100分の80
1-3型	収入分位40%を超え収入分位50%以下	100分の85
2型	収入分位50%を超え収入分位65%以下	100分の90

- 第1項の規定にかかわらず、入居者負担額が、57,000円を下回る場合は、57,000円を入居者負担額とする。
- 新特定優良賃貸住宅A型の入居者の所得の区分が第1項に掲げる表の上位の所得の区分に移行した入居者については、入居者負担額の激変を緩和するため、所得の区分の移行前の入居者負担額と所得の区分の移行後の入居者負担額の差額に、所得の区分の移行が生じた日（以下「所得移行日」という。）から1年間にあつては4分の3を、所得移行日から1年を経過した日から1年間にあつては2分の1を、所得移行日から2年を経過した日から1年間にあつては4分の1をそれぞれ乗じた額を、所得の区分の移行後の入居者負担額から減じたものを入居者負担額とする。
- 新特定優良賃貸住宅A型の入居者の所得が所得の区分2型を超える入居者に対しては、りぶん要綱第10条第1項に規定する家賃の減額に対する助成は行わないものとする。
ただし、この場合において、家賃減額に係る助成の打ち切りまでの経過措置として、所得が所得の区分2型を超えてから1年間に限り、家賃と従前の所得に応じて算出した入居者負担額の差額の2分の1を助成するものとする。

第4条の2 平成16年4月以降供給計画認定を受けた特定優良賃貸住宅（以下「新特定優良賃貸住宅B型」という。）のりぶん要綱第10条第3項に規定する入居者負担額は、入居者の所得に応じ、住宅の家賃に次の表に定める入居者負担率を乗じた額とする。

区分	入居者の所得	入居者負担率
1-1型	収入分位32.5%以下	100分の75
1-2型	収入分位32.5%を超え収入分位40%以下	100分の80
1-3型	収入分位40%を超え収入分位50%以下	100分の85

- 第1項の規定にかかわらず、入居者負担額が、57,000円を下回る場合は、57,000円を入居者負担額とする。

3 新特定優良賃貸住宅B型の入居者の所得の区分が第1項に掲げる表の上位の所得の区分に移行した場合の入居者負担額については、第4条第3項の規定を準用する。

4 新特定優良賃貸住宅B型の入居者の所得が所得の区分1-3型を超える入居者に対しては、りぶん要綱第10条第1項に規定する家賃の減額に対する助成は行わないものとする。

ただし、この場合における、家賃減額に係る助成の打ち切りまでの経過措置については、第4条第4項の規定を準用する。

(旧特定優良賃貸住宅における入居者負担額)

第5条 平成15年3月までに供給計画認定を受けた特定優良賃貸住宅のうち、平成15年9月までに当初入居者募集を行う特定優良賃貸住宅(以下「旧特定優良賃貸住宅A型」という。)のりぶん要綱第10条第3項に規定する管理開始当初1年間の入居者負担額は、入居者の所得に応じ、住宅の家賃に次の表に定める当初入居者負担率を乗じた額とする。

区分	入居者の所得	当初入居者負担率
1型	収入分位50%以下	100分の50
2型	収入分位50%を超え収入分位65%以下	100分の65
3型	収入分位65%を超え収入分位80%以下	100分の80

2 旧特定優良賃貸住宅A型のりぶん要綱第10条第3項に規定する管理開始日より2年目以降の入居者負担額は、入居者の所得に応じ、住宅の家賃に次の表に定める入居者負担率を乗じた額とする。

区分	入居者の所得	入居者負担率
1型	収入分位50%以下	当初入居者負担率に毎年100分の2.5を加えた率
2型	収入分位50%を超え収入分位65%以下	当初入居者負担率に毎年100分の1.75を加えた率
3型	収入分位65%を超え収入分位80%以下	当初入居者負担率に毎年100分の1を加えた率

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、入居者負担額が、57,000円を下回る場合は、57,000円を入居者負担額とする。

4 旧特定優良賃貸住宅A型の入居者の所得の区分が第1項に掲げる表の所得の区分の1型から2型若しくは1型又は2型から3型に移行した場合の入居者負担額については、第4条第3項の規定を準用する。

5 旧特定優良賃貸住宅A型の入居者の所得が所得の区分3型を超える入居者に対しては、りぶん要綱第10条第1項に規定する家賃の減額に対する助成は行わないものとする。

ただし、この場合における、家賃減額に係る助成の打ち切りまでの経過措置については、第4条第4項の規定を準用する。

第6条 平成15年10月以降当初入居者募集、若しくは空家入居者募集を行う特定優良賃貸住宅（以下「旧特定優良賃貸住宅B型」という。）のりぶん要綱第10条第3項に規定する管理開始当初1年間の入居者負担額は、入居者の所得に応じ、住宅の家賃に次の表に定める当初入居者負担率を乗じた額とする。

区分	入居者の所得	当初入居者負担率
1型	収入分位50%以下	100分の50
2型	収入分位50%を超え収入分位65%以下	100分の65

2 旧特定優良賃貸住宅B型のりぶん要綱第10条第3項に規定する管理開始日より2年目以降の入居者負担額は、入居者の所得に応じ、住宅の家賃に次の表に定める入居者負担率を乗じた額とする。

区分	入居者の所得	入居者負担率
1型	収入分位50%以下	当初入居者負担率に毎年100分の2.5を加えた率
2型	収入分位50%を超え収入分位65%以下	当初入居者負担率に毎年100分の1.75を加えた率

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、入居者負担額が、57,000円を下回る場合は、57,000円を入居者負担額とする。
- 4 旧特定優良賃貸住宅B型の入居者の所得の区分が第1項に掲げる表の所得の区分の1型から2型に移行した場合の入居者負担額については、第4条第3項の規定を準用する。
- 5 旧特定優良賃貸住宅B型の入居者の所得が所得の区分2型を超える入居者に対しては、りぶん要綱第10条第1項に規定する家賃の減額に対する助成は行わないものとする。
ただし、この場合における、家賃減額に係る助成の打ち切りまでの経過措置については、第4条第4項の規定を準用する。

（旧地域特別賃貸住宅における既存入居者の負担額）

第7条 平成3年3月までに当初入居者募集を行った地域特別賃貸住宅（以下「旧地域特別賃貸住宅」という。）に現に入居している入居者に係るりぶん要綱第17条第3項に規定する管理開始日より2年目以降の入居者負担額は、当初入居者募集年度ごとに、次の表に定める当初入居者負担額に管理開始日からの経過年数を指数とする1.05のべき乗を乗じた額を月額とする。

当初入居者募集年度	当初入居者負担額
昭和62年度	55,200円
昭和63年度	56,300円
平成元年度	57,000円
平成2年度	59,300円

2 旧地域特別賃貸住宅に現に入居している入居者の所得が、最近2年間引き続き収入分位

40%を超える場合においては、前項の規定による入居者負担額に1.2を乗じた額（入居者負担額に1.2を乗じた額が家賃を超える場合は家賃）を入居者負担額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、旧地域特別賃貸住宅に現に入居している入居者の所得が、最近2年間引き続き収入分位55%を超える場合においては、りふいん要綱第17条第1項に規定する家賃助成は行わないものとする。

ただし、この場合において、家賃助成の打ち切りまでの経過措置として、前項の規定により割増を行った入居者負担額と家賃の差額に、打ち切りを決定した日（以下「打ち切り決定日」という。）から1年間にあっては4分の3を、打ち切り決定日から1年を経過した日から1年間にあっては2分の1を、打ち切り決定日から2年を経過した日から1年間にあっては4分の1をそれぞれを乗じた額を助成するものとする。

（新地域特別賃貸住宅における既存入居者の負担額）

- 第8条 平成3年4月以降平成6年3月までに当初入居者募集を行った地域特別賃貸住宅（以下「新地域特別賃貸住宅」という。）に現に入居している入居者（管理開始前の住宅における入居予定者を含む。）に係るりふいん要綱第17条第3項に規定する管理開始当初1年間の入居者負担額は、入居者の所得に応じ、住宅の家賃に次の表に定める当初入居者負担率を乗じた額とする。

区分	入居者の所得	当初入居者負担率
1型	収入分位40%以下	100分の50
2型	収入分位40%を超え収入分位60%以下	100分の60

- 2 新地域特別賃貸住宅に現に入居している入居者に係るりふいん要綱第17条第3項に規定する管理開始日より2年目以降の入居者負担額は、入居者の所得に応じ、住宅の家賃に次の表に定める入居者負担率を乗じた額とする。

区分	入居者の所得	入居者負担率
1型	収入分位40%以下	当初入居者負担率に毎年100分の2.5を加えた率
2型	収入分位40%を超え収入分位60%以下	当初入居者負担率に毎年100分の2.0を加えた率

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、入居者負担額が、57,000円を下回る場合は、57,000円を入居者負担額とする。
- 4 新地域特別賃貸住宅に現に入居している入居者の所得が、最近2年間引き続き収入分位60%を超える場合においては、第1項、第2項及び第3項の規定による入居者負担額に1.2を乗じた額（入居者負担額に1.2を乗じた額が家賃を超える場合は家賃）を入居者負担額とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、新地域特別賃貸住宅に現に入居している入居者の所得が、最近2年間引き続き収入分位75%を超える場合においては、りふいん要綱第17条第1項に規定する家賃助成は行わないものとする。

ただし、この場合において、家賃助成の打ち切りまでの経過措置として、前項の規定に

より割増を行った入居者負担額と家賃の差額に、打ち切りを決定した日（以下「打ち切り決定日」という。）から1年間にあっては4分の3を、打ち切り決定日から1年を経過した日から1年間にあっては2分の1を、打ち切り決定日から2年を経過した日から1年間にあっては4分の1をそれぞれを乗じた額を助成するものとする。

6 第4項の規定にかかわらず、平成5年8月以降平成6年3月までに当初入居者募集を行った地域特別賃貸住宅に現に入居している入居者（管理開始前の住宅における入居予定者を含む。）の所得が収入分位60%を超える場合においては、第1項、第2項及び第3項の規定による入居者負担額に1.2を乗じた額（入居者負担額に1.2を乗じた額が家賃を超える場合は家賃）を入居者負担額とする。

7 第5項の規定にかかわらず、平成5年8月以降平成6年3月までに当初入居者募集を行った地域特別賃貸住宅に現に入居している入居者（管理開始前の住宅における入居予定者を含む。）の所得が、収入分位75%を超える場合においては、りぶいん要綱第17条第1項に規定する家賃助成は行わないものとする。

ただし、この場合において、家賃助成の打ち切りまでの経過措置として、所得が収入分位75%を超えてから1年間に限り、前項の規定により割増を行った入居者負担額と家賃の差額の2分の1を助成するものとする。

（地域特別賃貸住宅における新規入居者の負担額）

第9条 平成6年4月以降に当初入居者募集又は空家入居者募集を行う地域特別賃貸住宅の入居者に係る、りぶいん要綱第17条第3項に規定する入居者負担額については、第5条及び第6条の規定を適用する。

（入居者負担額の例外）

第10条 第4条から第9条までの規定にかかわらず、入居階層の収入の伸び、物価の変動等の状況を考慮し、建築局長が、必要があると認めた場合は、入居者負担額を別の額とすることができる。

（端数の処理）

第11条 第7条第1項を除く入居者負担額の算定にあたっては、入居者負担額に対して百円単位で切り上げた額、第7条第1項の規定による入居者負担額の算定にあたっては、入居者負担額に対して百円以下の端数を切り捨てた額とする。

ただし、入居期間が1箇月に満たない場合には、家賃及び入居者負担額をその月の日数で除算し、円以下を四捨五入した円単位の額とする。

第4章 ヨコハマ・りぶいんに係る家賃減額助成及び家賃助成

(特定優良賃貸住宅に係る家賃減額に対する助成の申請)

第12条 りぶいん要綱第11条第1項に規定する申請に際しては、事業者は、家賃減額助成申請書(第5号様式又は第5号-2様式)により、毎年度9月30日の10開庁日前及び3月30日の10開庁日前までに管理業務者を經由して市長に申請しなければならない。

この場合において、9月に申請するときは、家賃減額助成申請書に入居者の収入計算書(第6号様式)、住民税課税証明書(前年の所得金額が記入されているもの)及びその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 新たに入居者を入居させる特定優良賃貸住宅の事業者は、前項の規定にかかわらず、入居日の10開庁日前までに家賃減額助成申請書を、管理業務者を經由して市長に提出しなければならない。

この場合においては、収入計算書及び住民税課税証明書の添付は要しない。

家賃減額助成申請書の提出が入居の10開庁日前までに行われなかった場合、家賃減額助成申請書を市が受理した日の10開庁日後から補助を開始する。

3 既に入居している者の所得の変更による場合の特定優良賃貸住宅の事業者は、前2項の規定にかかわらず、家賃減額助成申請書を、管理業務者を經由して市長に提出しなければならない。

この場合においては、収入計算書及び住民税課税証明書の添付は要しない。

4 第12条前項までの手続きについては、委任状(第43号様式)により委任を受けた管理業務者が申請することもできる。

(地域特別賃貸住宅に係る家賃助成の申請)

第13条 りぶいん要綱第18条第1項に規定する申請は、収入計算書、住民税課税証明書(前年の所得金額が記入されているもの)及びその他市長が必要と認める書類を6月に提出することで申請があったものとみなし、事業者は第12条第1項の申請をするものとする。

2 新たに地域特別賃貸住宅に入居しようとする者は、前項の規定にかかわらず、入居審査関係書類を管理業務者に提出することで申請があったものとみなし、入居者選定により選考された後、事業者は第12条第2項の申請をするものとする。

3 既に地域特別賃貸住宅に入居している者の所得の変更により、新たに第12条前3項の申請を行う事業者は、前2項の規定にかかわらず、所得変更審査関係書類を管理業務者に提出することで申請があったものとみなし、事業者は第12条第3項の申請をするものとする。

(家賃減額助成申請書に係る管理業務者の業務)

第14条 管理業務者は、家賃減額助成申請書を受理したときは、記載事項を確認した上、家賃減額助成明細書(第8号様式)を添付し、市長に送付する。

(家賃減額助成金の交付決定)

第 15 条 市長は、家賃減額助成申請書及び家賃減額助成明細書を受理したときは、その内容を審査した上、入居者の収入に応じて助成額を決定する。

この場合において、市長は、当該助成額を、家賃減額助成金交付決定通知書（第 10 号様式）により事業者へ管理業務者を経由して通知する。

- 2 前項の規定による家賃減額助成は、第 12 条第 1 項に規定する申請のうち、9 月の申請分については 10 月から、3 月の申請分については翌年度 4 月から、同条第 2 項に規定する申請分については「入居日」又は「家賃減額助成申請書を市が受理した日の 10 開庁日後」のいずれか遅い方から実施する。

（管理業務者への家賃減額助成金通知等）

第 16 条 市長は、前条の規定による家賃減額助成金及び家賃助成金の額について、家賃減額助成決定通知書（第 14 号様式）により管理業務者に通知する。

- 2 管理業務者は前項の通知書に基づき、家賃助成通知書（第 11 号様式）により入居者に通知しなければならない。

（家賃減額助成金の請求及び交付）

第 17 条 事業者は、家賃減額助成金の請求及び受領に関する権限について、管理業務者に委任するものとする。

- 2 管理業務者は、家賃減額助成金等請求書（第 15 号様式）により、第 15 条により交付決定を受けた期間の末日の 1 開庁日前までに、市長に対し家賃減額助成金及び家賃助成金を請求する。
- 3 市長は、家賃減額助成金等請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付する。
- 4 管理業務者は、家賃減額助成金及び家賃助成金を受領したときは管理業務者と事業者との間で締結した業務委託契約等に基づき、遅滞なく事業者を支払うものとする。

（家賃減額助成申請書の記載事項の変更）

第 18 条 事業者は、既に提出した家賃減額助成申請書の記載事項に変更が生じたときは、家賃減額助成変更申請書（第 16 号様式）により、管理業務者を経由して、速やかに市長に申請しなければならない。

なお、委任状（第 43 号様式）により委任を受けた管理業務者が申請することもできる。

- 2 管理業務者は、入居者が退去しようとする場合には、ヨコハマ・りぶいん退去者報告書（第 41 号様式）によって速やかに報告しなければならない。
- 3 管理業務者は、入居者の所得が変わる場合には、ヨコハマ・りぶいん所得変更状況報告書（第 42 号様式）によって速やかに報告しなければならない。

（家賃減額助成変更申請書に係る管理業務者の業務）

第 19 条 管理業務者は、家賃減額助成変更申請書を受理したときは、記載事項を確認した上、速やかに市長に送付する。

(家賃減額助成申請書の記載事項の変更承認)

第 20 条 市長は、家賃減額助成変更申請書を受理したときは、その内容を調査した上、変更の必要があると認めた場合は、家賃減額助成申請書の記載事項の変更を承認する。

この場合において、市長は、家賃減額助成変更申請承認書（第 18 号様式）により事業者
に、管理業務者を經由して通知する。

(家賃減額助成金の交付決定の取消し)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃減額助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 12 条、第 13 条又は第 18 条の規定により提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 当該ヨコハマ・りぶいんの賃貸借契約が解除されたとき。
- (3) 家賃減額助成金の使途が適正でないとき。
- (4) 当該ヨコハマ・りぶいんの事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、当該ヨコハマ・りぶいんの事業者が りぶいん要綱及びこれに付随する要領等に違反したとき。

2 前項の規定により家賃減額助成金の交付決定が取消された場合において、当該取消に係る家賃減額助成金が既に管理業務者に支払われているときは、管理業務者は、事業者に対する支払を中止しなければならない。

3 第 1 項の規定により家賃減額助成金の交付決定が取消された場合において、当該取消に係る家賃減額助成金が既に事業者を支払われているときは、管理業務者は、事業者に対し、その返還を請求しなければならない。

(家賃減額助成の実績報告)

第 22 条 横浜市長が家賃減額助成の遂行状況について報告を求めた場合には、速やかに直前の四半期分までの遂行状況を市長に報告しなければならない。

2 管理業務者は、当該年度における家賃減額助成の執行状況について、家賃減額助成等実績報告書（第 27 号様式）に家賃減額助成明細書を添付し、毎年度 3 月末日までに市長に報告しなければならない。

（家賃減額助成金の確定）

第 23 条 市長は、家賃減額助成等実績報告書及び家賃減額助成明細書を受領したときは、その内容を調査し、家賃減額助成金及び家賃助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、家賃減額助成金等確定通知書（第 28 号様式）により、管理業務者に対し、確定した助成額を通知する。

（家賃減額助成金の返還）

第 24 条 管理業務者は、既に受領した家賃減額助成金と、前条の規定により確定した助成額との間に差額が生じた場合は、速やかに当該差額を市長に返還しなければならない。

（家賃減額助成の交付を行わない入居者）

第 25 条 次の住宅については、家賃減額助成金の交付を行わないものとする。

- 1 入居者が現在婚約中であり、婚姻したことを証明できる書類が未提出の場合。
- 2 前項の場合において、婚姻したことを証明できる書類が市に提出された場合は、市が書類を受領した日が属する月の 2 か月後の 1 日から補助を開始する。

第 5 章 補則

（書類の整備等）

第 26 条 事業者及び管理業務者は、家賃減額助成の執行に係る書類を整備し、助成終了後 5 年間保存しなければならない。

（調査に対する協力）

第 27 条 事業者及び管理業務者は、家賃減額助成の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（その他）

第 28 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、建築局長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 7 年 6 月 12 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、第 1 条、第 2 条、第 10 条及び第 11 条の改正、並びに第 4 条、第 9 条及び第 29 条から第 40 条までの削除については、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 15 年 3 月までに供給計画認定の申請を行った新特定優良賃貸住宅の入居者に係る、りぶん要綱第 17 条第 3 項に規定する入居者負担額については、第 5 条及び第 6 条の規程を適用する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 21 条第 4 号及び同条第 5 号の規定は、同日以後の入居に係る家賃減額補助金について適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年3月16日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

別表

年度 収入分位	昭和		平成		平成	
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度
75%					448,000円	481,000円
60%					331,000円	356,000円
55%	255,000円	264,000円	276,000円	293,000円	302,000円	326,000円
40%	192,000円	192,000円	202,000円	216,000円	225,000円	244,000円
25%	135,000円	137,000円	135,000円	145,000円	157,000円	173,000円

年度 収入分位	平成		平成	平成	平成9年度 から 平成20年度 まで
	5年度 平成6年度	7年度	8年度	8年度	
80%	566,000円	576,000円	582,000円	601,000円	
75%	510,000円	518,000円	525,000円	544,000円	
65%	417,000円	420,000円	427,000円	445,000円	
60%	380,000円	379,000円	384,000円	397,000円	
55%	346,000円	344,000円	350,000円	360,000円	
50%	316,000円	311,000円	317,000円	322,000円	
40%	260,000円	262,000円	263,000円	268,000円	
32.5%				238,000円	
25%	186,000円	181,000円	190,000円	200,000円	